29	午及 公	入首用小	(3月決定分)		油	定区分	 (相加制	1字)	条例7	夕		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一開 部開示							非開示理由等	所管局部課等
1	H30. 2. 20	H30. 3. 1	「都営住宅29M-103西(杉並区天沼二丁目)工事」に関する工事設計 概括書(工事設計書、工事概要書)、別紙内訳書、総総括表、科目 別内訳書、細目別内訳書及び仮設諸経費計算書	129	1								都市整備局西 部住宅建設事 務所建設課
2	H30. 2. 21	H30. 3. 1	第8回地域危険度測定調査結果 地区別カルテ(中央区 月島3丁 目)	1	1								都市整備局市街 地整備部防災都 市づくり課
3	H30. 2. 22	H30. 3. 1	・東京都市計画都市高速鉄道第10号線計画図[東京都決定] (その 2) (平成24年10月2日東京都告示第1447号 東京都世田谷区〇〇 付近)	1	1								都市整備局都 市基盤部交通 企画課
4	H30. 2. 26	H30. 3. 1	東京都建設業許可台帳システムデータ(東京都知事許可 第〇〇号 〇〇株式会社分)	1	1								都市整備局市 街地建築部建 設業課
5	H30. 2. 26	H30. 3. 1	都営住宅建築工事共通詳細図集(平成28年8月)	*	1								都市整備局総 務部技術管理 課
6	H30. 2. 26	H30. 3. 1	都営住宅28M-102東(足立区鹿浜二丁目)屋内給水衛生設備工事上記に関する工事設計内訳書一式(設計書表紙(実施)、工種別内訳書(総括表)、工種別内訳書、下位内訳書、諸経費計算書)	*	1								都市整備局東 部住宅建設事 務所設備課
7	H30. 2. 28	H30. 3. 1	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇の以下の書類・建設業許可申請書一式(平成25年8月5日許可)	55	1			1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。(東京都情報公開条例第7条第4号に該当)	都市整備局市 街地建築部建 設業課

29	年度_	公	文書開示	:(3月決定分)						 -		
月整理番号	請 淳年月	求日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	决 一部 開示 示	定区非開示不存在			条例 ⁻ 6 7 号 号	非開示理由等	所管局部課等
8	H30. 1.	22		・〇〇の神宮外苑地区への移転に向けた今後の進め方(平成27年2月25日) ・想定スケジュール ・国立霞ヶ丘競技場建替えに係るスケジュール(平成24年1月30日) ・(仮称)国立霞ヶ丘競技場・神宮外苑地区地区計画 地区計画の目標 ・国立霞ヶ丘競技場建替えに係る都市計画手続の進め方(案) ・競技場の敷地及び周辺の土地所有、道路の状況 ・都市計画の変更区域(案) ・神宮外苑のまちづくり(案) ・神宮外苑の都市計画について(案)	*	1						都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
9	Н30. 1.	22	H30. 3. 2	・国立霞ヶ丘競技場建替えについて(平成24年3月2日) ・国立競技場の建替について〜新国立競技場基本構想国際デザイン 競技〜	*	1						都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
10	Н30. 1.	22	H30. 3. 2	・新国立競技場の建設に伴う新事務所棟の整備について(依頼) (平成26年3月27日)	*	1			1		(非開示部分) 印影 (非開示理由) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある ため (根拠法令) 東京都情報公開条例第7条第4号	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
11	H30. 2.	20	H30. 3. 2	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(平成30年1月30日から平成30年2月19日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1						都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
12	H30. 1.	23	H30. 3. 5	(1) 平成29年7月19日付29都市整企第171号 土地賃貸借契約書 (2) 平成29年7月19日付29都市整企第172号 土地賃貸借契約書	24	1			1		印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (根拠法令)東京都情報公開条例第7条第4号	都市整備局市 街地整備部企 画課

29.	十尺 公	人音用小	· (3月決定分)		決	定区分		(根拠規	(定)	条例	7条			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部示開示		存否応答拒否	1 2 号	3 4 号	5号	6 7 号号	7 8 号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
13	H30. 2. 19	H30. 3. 5	公文書法令等に基づきマンション課が所有している、直近までの送 受信ファイルすべて。			1							-	一覧表形式で記載された送受信ファイルについては、組織的に管理していないため、公文書として存在しない。	都市整備局住 宅政策推進部 マンション課
14	H30. 2. 26	H30. 3. 5	(1) 粕谷二丁目アパートへの移転時期の延期について(八幡山アパートI期仮移転世帯)(2) 粕谷二丁目アパート等への移転時期の延期について(八幡山アパート12~22、27、30号棟居住世帯)(3) 部屋決め抽選会(型別対象外)および今後の予定等について(八幡山アパート12~22、27、30号棟居住世帯)(4) 移転先の抽選方法について(八幡山アパート12~22、27、30号棟居住世帯)(5) 戻り入居調査票の提出依頼について(府中矢崎町アパートを軽世帯)(6) 移転先住宅見学会のお知らせ(長房南アパート移転対象者)(7) 配布済み資料の訂正について(仙川アパート3人以上世帯)(8) 上石神井四丁目アパート等への移転日程の変更について(上石神井アパート移転対象者)(9) 使用許可日(入居予定日)の変更について(通知)(仙川アパート2期移転世帯)(11) 校用許可日(引越し日程)の繰り上げについて(照会)(仙川アパートから既存アパートへ移転世帯)(12) 使用許可日(入居予定日)のの変更について(通知)(長房南アパート移転対象世帯)(13) 部屋について(通知)(長房南アパート移転対象世帯)(15) 府中矢崎町アパート移転説明会の予定等について(長房南アパート移転対象世帯)(15) 府中矢崎町アパート移転説明会の開催について(長房南アパート移転世帯)(16) 旭丘一丁目アパートへの移転時期の再延期について(江古田第2アパート1 期仮移転世帯)(17) 旭丘一丁目アパートへの移転時期の再延期について(江古田第2アパート1 号棟居住世帯)(18) 部屋決め抽選会および今後の予定等について(高円寺アパート居住世帯)		1										都市整備局西部住宅建課
15	H30. 2. 20	H30. 3. 6	東京都作成 平成28年4月 晴海5丁目西地区第1種市街地再開発事業 権利変換計画(六)表 権利変換の内容 3項 法第91条第1項の補 償金の支払期日及び支払方法について定めた文書			1							ETI	実施機関では、請求に係る公文書を作成しておらず、存在しない。	都市整備局市 街地整備部再 開発課

	1 /2 -	<u> </u>										
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	決一部開示	定区分 非開示 不存在	存	根拠規 3 号 号			非開示理由等	所管局部課等
16	H30. 2. 22	H30. 3. 6	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係 る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のう ち解体工事に係る台帳(平成30年2月1日から平成30年2月21日までの 受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除 く。)	2	1							都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課

29	年度 公	又書開示	:(3月決定分)			 _ ^			⊥⊏ 16n 4 1		AZ ITI	- /z		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部 開示	定区 非開示 不存在	存				条例 6 7 号 号		非開示理由等	所管局部課等
17	H30. 1. 22	H30. 3. 7	・代々木公園用地(〇〇敷地)の取得と神宮外苑の都有地の売却に係る手続(平成29年12月14日)・〇〇に条の今後の方向性について(V2・V4レクメモ)(平成23年8月19日)・国立霞ヶ丘競技場建替え、〇〇建替えについて(平成24年1月10日)・神宮外苑地区における今後の土地利用転換について(案)(平成26年3月31日)・神宮外苑地区の再整備について(平成26年5月7日)・都立明治公園(こもれび広場)の取扱いについて(平成27年2月23日)・神宮外苑地区のまちづくりに係る基本覚書の締結について(平成27年3月13日)・都市計画代々木公園における事業着手の必要性について(案)(平成27年3月4日)・代々木公園用地(〇〇敷地)の取得と神宮外苑の都有地の売却に係る手続(参考)	**	1			1	1 1	1	1		(4) (根拠法会) 東京都情報公開条例第7条第5号 第6号 部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市が土土をはいる。「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、「おいまでは、

29	中度 1	义書用不	(3月決定分)								A /2.1 _	-		
					决.	定区分		(7	限拠規	定)	条例 7	条		
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新開示	非開示在	存否応答拒否	1 2 号	3 4 号 号	5号	6 7 号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
18	H30. 1. 22	H30. 3. 7	〇〇との面談メモ(聞き取り)(平成24年4月6日)	1	1			1					(非開示部分)〇〇に係る個人の役職及び氏名 (非開示理由)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (根拠法令)東京都情報公開条例第7条第2号	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
19	H30. 1. 22	H30. 3. 7	・東京都に対する新国立競技場の建替計画に関する確認事項 ・新国立競技場の建替え計画に関する確認事項について ・計画図(イメージ) ・国立霞ヶ丘競技場再整備案	*	1									都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
20	H30. 1. 29	H30. 3. 7	東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書の一部見直し報告書 (A-4地区) (平成27年1月 〇〇 〇〇)	*	1									都市づくり政 策部土地利用 計画課
21	H30. 2. 22	H30. 3. 7	東京都知事(〇)第〇〇号 〇〇株式会社に係る平成29年1月5日受付の宅地建物取引業者免許申請書	28	1				1				非開示部分:印影 非開示理由:公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号に該当)	都市整備局住 宅政策推進部 不動産業課

29年度 公	文書開示	: (3月決定分)					 L_ !-	 		
月整 請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名 枚 数		決 一部開示	区 不存在 不存在 不存在	1 号	処規 5 4 号			非開示理由等所管局部課等
22 H30. 2. 26	H30. 3. 7	(1) 双葉町アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) (2) 新河岸二丁目アパート 保証金の納入及び移転先のかぎの交付等について(お知らせ)(平成30年1月5日付、平成30年1月16日付、平成30年1月30日付及び平成30年2月15日付) (3) 鎌倉二丁目アパート 移転先部屋割り抽選会のお知らせ (4) 上沼田第3アパート 移転先住宅見学会(見学部屋)のお知らせ及び移転説明会資料の訂正について、移転説明会資料の訂正について、部屋割り抽選会のお知らせ(上沼田第3アパート 1・4・5・8・9・10号棟にお住まいの皆様へ)(5) 西新井第3アパート 部屋割り抽選会のお知らせ(西新井第3アパート 1・3号棟にお住まいの皆様へ)、移転先住まいの皆体へ)、移転先住をの追加及び見学会のお知らせ (6) 東砂八丁目アパート 今後の移転スケジュールについて (7) 小豆沢二丁目アパート 小豆沢二丁目アパート撤去にともなう移転について、小豆沢二丁目アパート撤去(取りこわし)に伴う移転について、8) 花畑アパート 花畑アパート居住者の移転(3期)について、花畑七丁目 移転説明会開催のお知らせ	1							都市整備局東部住宅建設事務所 折衝課
23 H30. 2. 21	H30. 3. 8	・神宮外苑地区(b区域)まちづくり基本計画の検討に伴う図書の 提供依頼について(回答) ・神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連デー タの収集について(依頼)(平成28年10月11日付〇〇宛て) ・神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連デー タの提供について(報告)(平成28年10月27日付〇〇宛て)	1							都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

29	午及 公	人音用小	:(3月決定分)								A /=.1 _			
)	定区分	}	(;	根拠規	,定)	条例 7	'条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開開示	非有病	存否応答拒否	1 2 号	3 4 号	5号	6 7 号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
24	H30. 2. 21	H30. 3. 8	・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年9月27日付〇〇宛て)・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年10月20日付〇〇宛て)・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年10月20日付〇〇宛て)・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年10月20日付〇〇宛て)・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(核頼)(平成28年11月8日付〇〇宛て)・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について(報告)(平成28年11月9日付〇〇宛て)・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について(報告)(平成28年11月9日付〇〇宛て)・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について(報告)(平成28年11月14日付〇〇宛て)・神宮外苑地区(b 区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について(報告)(平成28年11月14日付〇〇宛て)	44	1			1					(非開示部分) 個人の氏名 (非開示理由) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (根拠法令) 東京都情報公開条例第7条第2号	都市が土地利用計画

<u> 29</u> :	中度 公	人書用不	(3月決定分)	1			,			 		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部開示	定区 非開示 不存在	存否応答拒否			条例7678号	非開示理由等	所管局部課等
25	H30. 2. 23	H30. 3. 8	(1)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 〇〇建築設計事務所 受付番号平成24年度第〇〇番) (2)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 〇〇建築設計事務所 受付番号平成24年度第〇〇番) (3)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 〇〇建築設計事務所 受付番号平成27年度第〇〇番) (4)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 〇〇建築設計事務所 受付番号平成27年度第〇〇番) (5)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 〇〇建築設計事務所 受付番号平成27年度第〇〇番) (6)建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(一級建築士事務所 〇〇建築設計事務所 受付番号平成27年度第〇〇番)	28	1			1	1		・個人名 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(東京都情報公開条例第7条第2号に該当)。 ・印影 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪 の予防等に支障を来たすおそれがあるため(東京都 情報公開 条例第7条第4号に該当)。	都市整備局部建築企画課
26	H30. 2. 27	H30. 3. 9	29多建管許第2029号屋外広告物許可申請書 29多建管許第1728号屋外広告物許可申請書 29多建管許第2092号屋外広告物許可申請書 29多建管許第2020号屋外広告物許可申請書 東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報及び意匠に係 る部分以外を除く。	23	1							都市整備局多 摩建築指導事 務所管理課
27	H30. 3. 1	H30. 3. 9	「都営住宅29H-101西(昭島市福島町)工事」に関する総総括表、科 目別内訳書及び細目別内訳書	108	1							都市整備局西 部住宅建設事 務所管理課

29	中度 公	义書用亦	:(3月決定分)		油	定区分		(*	艮拠規:	定)	冬例 7	7 冬			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		非存在	存						9 号	非開示理由等	所管局部課等
28	H30. 3. 2	H30. 3. 9	(1)都営住宅標準設計単価表(電気)平成29年度(平成29年4月1日) (2)都営住宅標準設計単価表(機械)平成29年度(平成29年4月1日) (3)都営住宅標準設計単価表(建築)平成29年度(平成29年4月1日)	*	1										都市整備局総 務部技術管理 課
29	H30. 3. 1	H30. 3. 12	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係 る資材の再資源等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係 る台帳(平成30年1月1日から2月28日までの受付分) (東京都情報公 開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	7	1										都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第三課
30	H30. 3. 5	H30. 3. 12	都営住宅29M-107東(江戸川区南小岩二丁目)工事 工事設計内訳書(総総括表、建築工事内訳書)	*	1										都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課
31	H30. 3. 5	H30. 3. 12	都営住宅29M-107東(江戸川区南小岩二丁目)工事 工事設計内訳書(総総括表、建築工事内訳書)	139	1										都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課
32	H30. 3. 6	H30. 3. 12	都営住宅29M-107東(江戸川区南小岩二丁目)工事 工事設計内訳書(総総括表、建築工事内訳書)、代価表、仮設諸経 費計算書	*	1										都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課
33	H30. 3. 6	H30. 3. 12	都営住宅28H-121東(足立区南花畑四丁目)工事 工事設計内訳書(総総括表、建築工事内訳書)、一位代価表、仮設 諸経費計算書	*	1										都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課

Z 9:	十尺 7	入音用小	(3月決定分)		2+1	定区分		(-	担加坦	中)	条例:	7 久		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示示		存否応答拒否				6 号 号		9号 非開示理由等 所管局	管局部課等
34	H30. 3. 6	H30. 3. 12	都営住宅29M-107東(江戸川区南小岩二丁目)工事 工事設計内訳書(総総括表、建築工事内訳書)	*	1								部住宅	市整備局東 注宅建設事 所建設課
35	H30. 1. 22	H30. 3. 13	・神宮外苑エリアの再整備について ・ラグビ―W杯、オリンピック開催時 ・地区計画等の区域設定について(案) ・神宮外苑の再整備について(案) ・神宮外苑地区(a区域)まちづくり基本協定書	*	1			1	1 1	1	1		り、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため市づく	市整は地震がある。 また おおまた ままま ままま まままま まままま まままままままままままま

29	十戌 乙	入首用小	:(3月決定分)		; †	定区分		(根拠規	目中ノ	冬瓜	川っ久			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	一部開示 示		存		3 4 号 号					非開示理由等	所管局部課等
36	H30. 1. 22	H30. 3. 13	・東京都都市整備局に対する確認項目メモ ・〇〇・〇〇・〇〇の3者整備について ・地区計画等の区域設定について(案) ・都が考える神宮外苑のまちづくり(案) ・神宮外苑地区のスポーツクラスター実現に向けた建設局への要請 について	*	1				1	1	1		(りり障(((り又乱てく(((りり障(((に利関こ務)	(非開示部分) 外苑ハウスの再開発計画について、現状について (非開示部由) 法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため / 関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくをを来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため (根拠法令)東京都情報公開条例第7条第3号、第6号 (非開示部分)各権利者の状況について (非開示部分)各権利者の状況について (非開示部分)各権利者の大況について (非開示部分)を指動を事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため / 都の機関及び独立行政法人等の内部における検討に協議に関する情報であって、公にすることにより、未然な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混しを生じさせるおそれがあるため / 関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報であって、公にすることにより、東京都情報公開を例第7条第3号、第5号、第6号 (非開示部分)現状について (非開示部分)現状について (非開示部分)現状について (非開示部分)現状について (非開示理由)法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の同意協議に支達を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため (根拠法令)東京都情報公開条例第7条第3号、第6号 (非開示理由)都の機関及び独立行政法人等の内のにおける検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の同意協議に支達を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため (非開示理由)都の機関及び独立行政法人等の内のいにおける検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者を書と都との信頼関係も損なかれるの間に混乱を生じさせるおそれがあるため / 関係を指入未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため / 関係を指入未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため / 関係権利者の事業活動に割めるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事系の適切な遂行に支障を及ぼすため (根拠法令)東京都情報公開条例第7条第5号、第6号	都市整備局都 市立地利 用計 画課
37	H30. 1. 22	H30. 3. 13	・明治神宮外苑周辺の一体的なまちづくり検討への編入について (要望書)	2	1			1	1 1		1		() () () () () () () () () () () () () ((非開示部分) 肩書及び氏名・印影 (非開示理由) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (根拠法令) 東京都情報公開条例第7条第2号、第4号 (非開示部分) 外苑ハウスの再生についての検討 (非開示理由) 法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、 、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報であって、公にすることにより、関係権利者 ・都との信頼関係が損なわれ、今後の同意協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及 にすため (根拠法令) 東京都情報公開条例第7条第3号、6号	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課

ZJ.	十戊 公	人官册小	(3月决定分)		2+	수 (기		/ +	日北加土日	中)	タ加っ	久		
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	() () () () () () () () () ()	非開示 不存在	存否応答拒否		3 4 号				非開示理由等	所管局部課等
38	H30. 3. 5	H30. 3. 13	「都営住宅29M-104西(昭島市福島町)工事」、「都営住宅29H-101 西(昭島市福島町)工事」及び「都営住宅29M-103西(杉並区天沼二 丁目)工事」に関する総総括表、科目別内訳書及び細目別内訳書											都市整備局西 部住宅建設事 務所建設課
39	H30. 3. 8	H30. 3. 13	東京都都市計画道路網図(区部)1:2500 166 船橋、167 赤堤、 168 代田、169 駒場、180 成城、181 桜丘 以上における補助 52号線に係る部分	14	1									都市整備局都 市基盤部街路 計画課
40	H30. 3. 9	H30. 3. 13	平成28年度多摩ニュータウン宅地維持工事(単価契約) 工事設計書、工種別内訳書、代価明細書、特記仕様書、図面	58	1									都市整備局市 街地整備部多 摩ニュータウ ン整備事務所
41	H30. 2. 28	H30. 3. 14	昭島市〇〇における建築基準法第43条第1項ただし書の道に関する協定書、協定承諾書及び協定図(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1									都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
42	H30. 3. 5	H30. 3. 14	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可、平成30年3月5日現 在)	*	1									都市整備局市 街地建築部建 設業課
43	H30. 3. 5	H30. 3. 14	29多建管許第2045号屋外広告物許可申請書 29多建管許第2109号屋外広告物許可申請書 東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報及び意匠に係 る部分以外を除く。	7	1									都市整備局多 摩建築指導事 務所管理課
44	H30. 3. 9	H30. 3. 14	「都営住宅29H-114西(多摩市中沢一丁目)工事」に関する総総括 表、科目別内訳書及び細目別内訳書	117	1									都市整備局西 部住宅建設事 務所建設課

Z 3	十尺 2	人首川小	(3月决定分)		油	定区分		(相:	拠規定	七) 各	を何して	冬		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		非開示	字写芯客拒否		3 4 号 号				非開示理由等	所管局部課等
45	H30. 3. 12	1130. 3. 14	「都営住宅29H-101西(昭島市福島町)工事」及び「都営住宅29M- 104西(昭島市福島町)工事」に関する工事設計概括書(工事設計 書、工事概要書)、別紙内訳書、総総括表、科目別内訳書、細目別 内訳書及び仮設諸経費計算書	218	1									都市整備局西 部住宅建設事 務所建設課
46	H30. 3. 13	H30. 3. 14	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に係る以下の書類 ・建設業廃業業者(東京都知事)台帳	1	1				1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。(東京 都情報公開条例第7条第4号に該当)	都市整備局市 街地建築部建 設業課
47	H30. 3. 7	H30. 3. 15	(1)移転先住宅(2/20抽選会分)の再追加のお知らせ(八幡山アパート12~22・27・30号棟II期移転世帯)(2)使用許可日(引越し日程)の繰り上げについて(照会)(仙川アパートから既存アパートへ移転世帯)(3)使用許可日(入居予定日)の変更について(通知)(長房南アパート移転対象世帯)(4)部屋決め抽選会および今後の予定等について(長房南アパート移転対象世帯)(5)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(久我山アパートから平成30年3月16日入居許可日の移転世帯)(6)府中矢崎町アパート移転世帯)(7)旭丘一丁目アパートへの移転時期の再延期について(江古田第2アパートI期仮移転世帯)(8)旭丘一丁目アパート等への移転時期の再延期について(江古田第2アパート1号棟居住世帯)(9)部屋決め抽選会および今後の予定等について(高円寺アパート居住世帯)(10)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(仙川アパートから4月1日入居許可日で移転世帯)	39	1									都市整備局西 部住宅建設事 務所管理課

29	中度 公	义青用不	(3月決定分)				ı		- I			-		
					決	定区分 		<u></u> (木	根拠規	定)	条例 7	′条 │		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	用部開示	非不存在	存否応答拒否	2号	3 4 号	5号	6 7 号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
48	H30. 3. 7	H30. 3. 15	(1)東砂八丁目アパート 今後の移転スケジュールについて (2)新河岸二丁目アパート 保証金の納入及び移転先のかぎの交付等について(お知らせ) (3)小豆沢二丁目アパート 小豆沢二丁目アパート撤去(取りト撤去にともなう移転について、小豆沢二丁目アパート 部屋割り抽こわし)に伴う移転について (4)上沼田第3アパート 部屋割り抽選会のお知らせ(上沼田第3アパート 1・4・5・8・9・10号棟にお住まいの皆様へ) (5)西新井第3アパート 移転先住宅の追加及び見学会のお知らせ、今後の予定について (6)花畑アパートを加アパート居住者の移転(3期)について、花畑七丁目 移転説明会開催のお知らせ	18	1									都市整備局 東部住宅建設 事務所 折衝課
49	H30. 1. 16	H30. 3. 16	・27都市政土第379号 東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画の企画提案書(3区域3-1街区)の提出について ・28都市政土第235号 東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画の企画提案書の一部見直し報告について(3区域3-1街区)・28都市政土第927号 東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画の企画提案書の一部見直し報告について(3区域3-1街区)・29都市政土第37号 東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画の企画提案書の一部見直し報告について(3区域3-1-B・3-1-C街区)の提出について		1			1	1				【写真の人物の顔貌】 ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため(東京都情報公開条例 第7条第2号) 【印影】 ・公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例 第7条4号)	都市づくり政 策部土地利用 計画課
50	H30. 3. 6	H30. 3. 16	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(平成30年2月20日から平成30年3月5日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	1	1									都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課

29	十尺 乙	人官別小	:(3月决定分)		沙	定区分		()	根拠钼	(定)	条例7	7 冬		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		非開示	存				6 7 号 号		非開示理由等	所管局部課等
51	H30. 3. 9	H30. 3. 16	都営住宅28H-120東(足立区南花畑四丁目)工事 工事変更書(特例措置)に関する工事設計内訳書(総総括表、建築 工事内訳書)	41	1									都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課
52	H30. 3. 14	H30. 3. 16	・霞ヶ丘競技場の建替えについて(〇〇と情報交換)(平成24年2月28日) ・神宮外苑の再整備について(平成24年5月15日)	3	1									都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
53	H30. 3. 14	H30. 3. 16	・霞ヶ丘競技場の建替えについて(〇〇と情報交換)(平成24年2月28日) ・V2V4レク議事メモ(部長からの聞き取り)(平成24年5月10日) ・神宮外苑の再整備について(平成24年5月15日)	4	1									都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
54	H30. 3. 14	H30. 3. 16	・神宮外苑の再整備について(〇〇と意見交換)(平成24年5月15日) ・霞ヶ丘競技場の建替えについて(平成24年2月28日) ・V2V4レク議事メモ(部長からの聞き取り)(平成24年5月10日)	*	1									都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
55	H30. 3. 16	H30. 3. 19	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成28年11月6日許可)	18	1				1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。(東京都情報公開条例第7条第4号に該当)	都市整備局市 街地建築部建 設業課
56	H30. 3. 7	H30. 3. 20	〇〇百貨店〇〇本館及び〇〇駅西口駐車場及び別館及び〇〇グル― プ所有の〇〇西口〇〇ビルの建て替え計画が分かる文書の全部。			1							開示請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都 市基盤部街路 計画課

	V — 13	Z A	人自闭小	5(3月决定分)		2+	定区	7/		/ ╁⊟ +bn	坦中) 条(石川フ ュ	久		
3 3 4 4	[===	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		存	1 2 号 号						非開示理由等	·管局部課等
ţ	7 H:	30. 3. 8	H30. 3. 20	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係 る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のう ち解体工事に係る台帳(平成30年2月22日から平成30年3月7日までの 受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除 く。)	2	1									 	市整備局多 建築指導事 所建築指導 二課
Ę	8 H30	0. 3. 9	H30. 3. 20	東京都市計画河川神田川計画図(住所:杉並区方南二丁目 1 番12 号)	1	1										市整備局 市基盤部 整課
ĺ	9 H30). 3. 20	H30. 3. 20	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・第9期変更届出書のうち工事経歴書(内装仕上工事部分)	1	1					1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。(東京 都情報公開条例第7条第4号に該当) 設業	市整備局市 地建築部建 業課
(0 Н30). 1. 16	H30. 3. 22	保留地売買契約書 (平成23年3月4日付22一区管第774号) 1 ただし、印影部分を除く。	14	1									一市	市整備局第 市街地整備 務所管理課
(1 H30	0. 3. 8	H30. 3. 22	晴海五丁目西地区再開発に際して、東京都が事業協力者との間で、 一年間かけて行った協議の内容がわかる議事録の全て				1								市整備局市 地整備部企 課
(2 H30). 3. 16	H30. 3. 22	都営住宅27H-108東(大田区本羽田二丁目第2)給湯器浴槽設備工事上記に関する工事設計内訳書一式(設計書表紙(実施)、工種別内 デ訳書(総括表)、工種別内訳書、下位内訳書、諸経費計算書)	*	1									部住	市整備局東 住宅建設事 所設備課

ZJ.	十尺 乙	入百州小	:(3月决定分)		净	定区分		()	根拠規	定)	条例	7冬			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		非不存在	存否応答拒否						非開示理由等	所管局	局部課等
63	H30. 1. 22	H30. 3. 23	・〇〇の建替えについて打合せ(〇〇、都市整備局)(記録) ・国立霞ヶ丘競技場に係る〇〇との打合せメモ	1	1			1	1	1	1		非開示理由)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 根拠法令)東京都情報公開条例第7条第2号 非開示部分)会館建替えに係る〇〇の検討経緯に関する情報 非開示理由)法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にする。 、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 根拠法令)東京都情報公開条例第7条第3号 非開示部分)スポーツ関連の団体に関する情報・発言内容のうち、個人の見解に係る部分 非開示理由)法人の事業運営が損なわれると認められるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関す にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業活動に関格に支管を及ぼすため 根拠法令)東京都情報公開条例第7条第3号、6号 非開示理由)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 根拠法令)東京都情報公開条例第7条第3号、6号 非開示理由)との馬業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にする 、当該法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にする 、地拠法令)東京都情報公開条例第7条第2号 非開示の分)サブトラックの設置場所に関する検討内容 非開示理由)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため 根拠法令)東京都情報公開条例第7条第2号 非開示の分)サブトラックの設置場所に関する検討内容 非開示理由)法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にする 、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 都の東京都情報公開条例第7条第2号 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関格 したすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業活動に関格 にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業活動に関格 にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれること に対者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれること に対容ととにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業活動に関格を に対容とといるに表するに対容をををしまっている。	と るで適 と た、切 に た、切 な 、係遂 都市部画 お に 、 に 、 係 整く地	整は、地間では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学
64	H30. 3. 9	H30. 3. 23	選手村の再開発にかかわって、政党、政治家からの相談や働きかけ に関する記録、メモ			1							!施機関では、請求に係る公文書を作成及び保有しておらず、存在しない。		整備局市整備部再課
65	H30. 3. 14	H30. 3. 23	東京都中高層紛争予防条例に基づく新宮下公園整備事業説明会の資 料及び議事録			1							:施機関では当該公文書を作成又は取得しておらず不存在のため		整備局市建築部調
66	H30. 3. 19		「都営住宅29H-101西(昭島市福島町)工事」、「都営住宅28H-109 西(村山)工事」及び「都営住宅27H-112西(村山)工事」に関する 総総括表、科目別内訳書及び細目別内訳書	215	1										整備局西 宅建設事 建設課
67	H30. 3. 22	H30. 3. 23	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成25年8月5日許可) ・決算変更届出書一式(第4期)	56	1				1				影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため 情報公開条例第7条第4号に該当)		整備局市 建築部建 課

29	十段 7	入官用小	:(3月決定分)		油	定区分		(‡ E	拠規定	2) タ	≤仮!フ	冬		
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開開示示		存否応答拒否						非開示理由等	所管局部課等
68	H30. 3. 22	H30. 3. 23	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成29年12月5日許可) ・決算変更届出書一式(第31期)	32	1				1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。(東京都情報公開条例第7条第4号に該当)	都市整備局市 街地建築部建 設業課
69	H30. 3. 22	H30. 3. 23	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第53期)	18	1				1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。(東京都情報公開条例第7条第4号に該当)	都市整備局市 街地建築部建 設業課
70	H30. 3. 22	H30. 3. 23	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成29年12月5日許可) ・決算変更届出書一式(第27期)	85	1				1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。(東京 都情報公開条例第7条第4号に該当)	都市整備局市 街地建築部建 設業課
71	H30. 3. 20	H30. 3. 26	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係 る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等 に係る台帳(平成30年3月6日から平成30年3月19日までの受付 分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	1	1									都市整備局多 摩建築指導 務所建築指導 第一課
72	H30. 3. 22	H30. 3. 28	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係 る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のう ち解体工事に係る台帳(平成30年3月8日から平成30年3月21日までの 受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除 く。)	2	1									都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課
73	H30. 3. 27	H30. 3. 28	東京都知事許可 第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書(平成25年4月30日許可)のうち 定款一 式	5	1				1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。(東京 都情報公開条例第7条第4号に該当)	都市整備局市 街地建築部建 設業課

29年月	医 公	又書開示	(3月決定分)								
月整理番号	† 求 ∶月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	决 一 開 示 示	定区 非開示	左	根拠規 3 4 号 号		非開示理由等	所管局部課等
74 H30	0. 3. 8	H30. 3. 29	マンション課で保有する、〇〇のメールアドレスで受信、送信した メール及び、マンション課のメールのうち〇〇あての受信また同氏 が関連した返信した送信、受信メールすべて							該当公文書の件数が多く、期間を特定する等により開示請求文書を特定するよう期日を示して請求の補正を依頼したところ、期日までに補正がなされず、公文書を特定することができなかったため。	都市整備局住宅政策推進部マンション課
75 H30). 3. 11	H30. 3. 29	マンション課で保有する、マンション課長のメールアドレスで受信、送信したメール及び、マンション課のメールのうちマンション 課長あての受信また同氏が関連した返信した送信、受信メールすべ て							該当公文書の件数が多く、期間を特定する等により開示請求文書を特定するよう期日を示して請求の補正を依頼したところ、期日までに補正がなされず、公文書を特定することができなかったため。	都市整備局住宅政策推進部マンション課
76 H30). 3. 23	H30. 3. 29	「東京都市計画事業花畑北部土地区画整理審議会(協議会)議事録 (平成7年6月16日(金)) ただし、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報及び 第61街区以外の街区に関する箇所を除く。	14	1						都市整備局第 一市街地整備 事務所管理課
77 H30). 3. 27	H30. 3. 29	「都営住宅28M-106西(立川市一番町五丁目)工事」契約変更に関す る総総括表、科目別内訳書及び細目別内訳書	47	1						都市整備局西 部住宅建設事 務所建設課
78 H30). 3. 16		・検討における主な経緯 ・〇〇の移転の手法選択について(補足) ・国立霞ヶ丘競技場建替えに関する都有地を活用した手法検討について(平成23年9月15日) ・国立霞ヶ丘競技場建替えについて(平成23年9月22日) ・2020年の東京(平成23年(2011年)12月) ・都立明治公園(こもれび広場)の取扱いについて(平成27年3月30日) ・TOKYO●2016立候補ファイル〈日本語・概要版〉(平成21年2月13日) ・「10年後の東京」への実行プログラム2011(平成22年(2010年)12月)	**	1						都市整備局都 市づくり政制 部土地利用計 画課

23十尺	4人目別小	(3月决定方)												
				決	定区	<u>分</u>	(根拠規	(定)	条例	<u>7条</u>			
月整理番号	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示開示	非開示	存否応答拒否	1 2 号	3 4 号 号	5号号	6 7 号	8号号	9号	9 非開示理由等 所管局部語	課等
79 H30. 3. 16	H30. 3. 30	(1) 平成27年12月1日付27都市政緑第435号 「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」における「優先整備区域の拡大」について(2) 平成27年9月29日付27都市政緑第346号 「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」における「優先整備区域の拡大」の運用について(協議)(3)「都市計画公園・緑地の整備方針」都区市町合同改定検討委員会委員からの回答(4)「都市計画公園・緑地の整備方針」都区市町合同改定検討委員会設置要網(5)平成27年10月30日付27都市政緑第434号 「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」における「優先整備区域の拡大」の運用の改定について	**	1									都市整備月 市づくり政 部緑地景観	政策

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。